

## 入札説明書

この説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

#### (1) 業務の名称及び数量

鳥取県立厚生病院夜間看護補助者派遣業務 一式

#### (2) 業務の仕様

「鳥取県立厚生病院夜間看護補助者派遣業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

#### (3) 業務の期間

業務の期間は、契約締結日から令和 9 年 5 月 31 日までとする。

なお、本件業務の履行期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までとし、契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日までは、本件業務の準備期間とする。ただし、履行期間の末日は、業務を開始しないものとする。

#### (4) 履行場所

倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院

### 2 公告の日

令和 6 年 11 月 29 日（金）

### 3 入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が人材派遣の人材派遣であること。

(3) この調達の公告日から入札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から入札日（再度入札を含む）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項に基づき、労働派遣事業の許可を受けている者であること。

(6) 令和 2 年度以降に、病床数 200 床以上の病院から夜間看護補助者人材派遣業務を受注し、12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。

### 4 契約する者

倉吉市東昭和町 150

鳥取県立厚生病院

鳥取県立厚生病院長 花木 啓一

### 5 契約担当部局及び入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150

鳥取県立厚生病院事務局総務課総務担当

電話 0858-22-8181（内線 3424）

ファクシミリ 0858-22-1350

電子メール kouseibyouin@pref.tottori.lg.jp

## 6 入札書の提出場所等

### (1) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年1月10日(金)午後1時15分

鳥取県立厚生病院 外来・中央診療棟5階第2会議室

### (2) 郵便等による入札

不可とする。

## 7 入札に関する問合せの取扱い

### (1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第1号)を作成し、電子メール又はファクシミリにより5の場所に令和6年12月11日(水)午後5時までに提出するとともに、提出した旨を5の場所に電話で連絡することとし、原則として訪問、電話による質問は受け付けない。

### (2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和6年12月16日(月)午後5時までに鳥取県立厚生病院ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>)に回答し、入札日まで閲覧に供する。

## 8 入札者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、参加表明書(様式第2号)及び3の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を5の場所に令和6年12月17日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められたときは、それに応じなければならない。

## 9 入札参加資格の審査について

(1) 8により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を、令和6年12月23日(月)午後5時までに電子メール又はファクシミリで通知する。

(2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立厚生病院長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和6年12月24日(火)午後5時までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる(電子メール又はファクシミリ可)。この場合において、当該書面を提出した旨を5の場所に電話で連絡すること。

(3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県立厚生病院長は、説明を求めた者に対して令和6年12月25日(水)午後5時までに、電子メール又はファクシミリにより、書面で回答する。

## 10 入札条件

(1) 入札は、紙入札による。

(2) 入札書の記載方法等については、次のとおりとする。

ア 入札書に記載する金額(以下「入札金額」という。)は、履行期間において仕様書で指定する時間、派遣業務(当該期間の開始日に勤務を開始する業務を含み、当該期間の末日に勤務を開始する業務を含めないものとする。)を行った場合の総額(課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額)とすること。

なお、この調達は、単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので、注意すること。

イ 入札金額には、給与、法定福利費、一般管理費、採用費、法定深夜割増分等、本件派遣業に要する一切の経費を含むものであること。ただし、当該金額には、通勤に要する費用(以下「交通費」という。)を含めないこと。また、派遣職員が出勤した際の駐車場は、当院で確保し、無償で提供するため、当該駐車場料金は、入札金額に含めないこと。

なお、令和7年度から令和8年度及び令和8年度から令和9年度への昇給相当額は、契約締結後に変更契約で対応することとするので、この度の入札金額は、令和7年度の単価で算出すること。

ウ 入札書の様式は、様式第3号とし、当該入札金額の算定内容を記載した内訳書(任意様式)を、別紙として必ず添付すること。

なお、内訳書の作成に当たっては、単価に数量を乗じて算出したものを原則とし、単価には、一般管理費等を含めたものとする。 (一般管理費等を別掲としないこと。)

おって、当該内訳書の添付がない入札は、無効とする。

- (3) 入札者は、政令、財務規程、会計規則、本件公告及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (4) 入札後、本件公告及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 委任状の様式は、様式第4号とすること。
- (6) 入札書及び委任状の宛名は「鳥取県立厚生病院長 花木 啓一」とすること。
- (7) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出すること。
- (8) 入札者は、入札金額を入札書に記載した後は、当該記載した入札金額についてまっ消、訂正又は挿入をすることができない。内訳書の金額についても同様とする。
- (9) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (10) 再度入札は2回をもって終了とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (11) 再度の入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度の入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

#### 11 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (6) 記名のない入札書による入札
- (7) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (8) 入札書に添付すべき内訳書の提出がない入札及び内訳書に計算誤り等の重大な不備のある入札
- (9) 入札書又は内訳書を鉛筆で記載した入札
- (10) 政令、財務規程、会計規則、本件公告及びこの入札説明書に違反した入札

#### 12 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、入札書に記載した金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 13 落札者の決定方法

本件公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

#### 14 契約手続きにおいて使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時とする。

#### 15 契約書作成の要否

## 要

### 16 手続における交渉の有無

無

### 17 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税等に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。
- (3) 本件入札参加確認に係る事項及び提出された資料の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者がいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約予定金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。  
イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、斡旋、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。

- (5) 12の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書を、5の場所に提出すること。

- (6) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第5号）を、入札の手続に関する担当部局に提出すること。

なお、電子契約締結に同意した受注者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより電子契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。